

千葉県肝炎対策推進計画の改定概要

【計画期間】

令和4年度から令和8年度まで

基本的な考え方

肝炎患者等を含めた県民の視点に立ち、県民の理解を深め、肝炎患者等を含む関係者の協力の下、関係機関が連携して、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。また、県は国、市町村、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことも目標とします。

【主な改定のポイント】

	改定箇所	改定内容
1	啓発支援事業	対象に応じて手法を変える等の工夫をし、効果的な普及啓発を行うことを追記。
2	検査促進事業	肝炎ウイルス検査について、県が検査を委託する医療機関を拡充することで、肝炎ウイルス検査の均てん化を図ることを追記。
3	検査促進事業	職域での肝炎ウイルス検査について、検査結果についてプライバシーに配慮して扱うよう職域関係者に働きかけることを追記。
4	検査促進事業	肝炎医療コーディネーターについて、研修の機会を拡充する等の取組みにより、コーディネーター数の増加及び継続率の向上を目指すことを追記。また、養成したコーディネーターの活躍を推進するため、活動の支援を行うことを明記。
5	医療推進事業	千葉肝疾患診療ネットワークの更なる強化を目指すことで、肝炎医療の均てん化を図ることを追記。
6	医療推進事業	拠点病院等と連携し、C型肝炎に対するインターフェロンフリー治療の推進を図ることを追記。

<3つの事業>

啓発支援事業

検査促進事業

医療推進事業

<5つの取組>

正しい知識の普及啓発

肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発
 ①肝炎デー、肝臓週間に連動した普及啓発
 ②予防のための普及啓発
 ③ワクチン情報の提供
 ④受診勧奨に必要な知識の普及啓発

・ポスター、リーフレット等
 ・B型肝炎定期接種の情報提供

患者・家族への相談支援

肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実
 ①拠点病院に設置されている肝疾患相談センターの周知
 ②患者・家族と医療従事者のコミュニケーションの場の提供
 ③患者・家族等による相談体制の整備
 ④人権相談窓口の周知

早期発見・受診勧奨

検査体制の整備
 ①保健所
 ②検査委託医療機関
 ③休日街頭検査、出張検診

受検勧奨の促進
 ①市町村における受検勧奨
 ②労働者に対する受検勧奨
 ③医療機関による説明

陽性者フォローアップ

①フォローアップ体制の整備
 ②コーディネーター等の人材育成

・検査結果はプライバシーに配慮して扱う

確実な受診の促進

コーディネーターの活用

・新規養成数の増加、継続率の向上
 ・活動を支援

肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するための肝炎患者支援手帳の患者への配布

診療体制の整備

肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会との連携による診療連携ネットワークの更なる強化

肝炎専門医療従事者等に対する研修の実施

肝炎医療費助成制度等の活用の推進

インターフェロンフリー治療の推進

事業目標		(参考) 令和3年度の実績
肝炎ウイルス検査数(県・市町村実施分合計)	年間に150,000件	136,900件
肝炎ウイルス陽性者の医療機関受診(精密検査受検)率 (県:特定感染症検査等事業、市町村:健康増進事業による)	令和8年度までに60%以上	44.4%
県内肝疾患指定医療機関へのコーディネーター配置率	各医療機関に最低1人	45か所/235か所
肝がん死亡率 (75歳未満年齢調整、人口10万人対)	令和8年度までに3.5未満	3.7 (令和3年度データ未公開のため令和2年度の実績)